

## 全員協議会会議次第

日 時：令和5年9月1日  
午前9時  
場 所：全員協議会室

### 1 開 会

### 2 協議事項

(1) 新型コロナウイルス感染症令和5年秋開始接種について (資料No.1) 9:00～9:10  
【健康福祉部】

(2) 支援対象児童等見守り支援員制度の創設について (資料No.2) 【健康福祉部】 9:10～9:20

(3) 東御市犯罪被害者等支援条例 (案) の概要について (資料No.3) 【市民生活部】 9:20～9:35

(4) 脱炭素先行地域づくり事業について (資料No.4) 【市民生活部】 9:35～9:50

(5) 第3次東御市総合計画について (資料No.5) 【企画振興部】 9:50～10:05

(6) 湯の丸高原スポーツ交流施設の進捗状況について (資料No.6) 【企画振興部】 10:05～10:20

(7) 第82回国民スポーツ大会開催地の内定について (資料No.7) 【企画振興部】 10:20～10:30

(8) 第2期東御市スポーツ推進計画について (資料No.8) 【企画振興部】 10:30～10:40

# 新型コロナウイルス感染症令和5年秋開始接種について

資料No. 1

健康福祉部健康保健課

- 1 対象者 初回接種（1・2回目接種まで）を終了したすべての方
- 2 実施期間 令和5年9月20日から令和6年3月31日まで
- 3 接種想定人数 (人)

対象者（2回目完了者）		⇒	接種見込者数（想定接種率60%）	
年齢	人数			
60歳以上	10,700		6,420	
40～59歳	6,700		4,020	
12～39歳	5,700		3,420	
5～11歳	500		300	
6か月～4歳	50		30	
計	23,650		14,190	

## 4 追加接種（3～7回目）スケジュール

月日	工程
<b>【接種券等】</b>	
7月中旬	接種券付予診票発注、作成
～8月中旬	予約システム7回目対応更新、稼働
8月下旬	接種券納品
8月下旬～	接種券順次発送
<b>【接種】</b>	
9月中旬～	新ワクチン配送
9月下旬～	3回目～7回目の新ワクチン接種開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別接種（市内各医療機関）9/20～開始予定</li> <li>・集団接種（総合福祉センター）9/30～開始予定</li> </ul>
10月～12月	高齢者施設等利用者、従事者について各施設で巡回接種
3月31日	臨時接種実施期間終了（見込み）

## 5 使用するワクチン

- (1) 12歳以上 … ファイザー社及びモデルナ社の「オミクロン株XBB.1.5」対応ワクチン（1価ワクチン 薬事申請中）
- (2) 5歳～11歳… ファイザー社の「オミクロン株XBB.1.5」対応ワクチン（5歳～11歳用）（1価ワクチン 薬事申請中）
- (3) 6か月～4歳… ファイザー社の「オミクロン株XBB.1.5」対応ワクチン（6か月～4歳用）（1価ワクチン 薬事申請中）

## 6 接種体制

- (1) 高齢者施設、障がい者施設等の利用者、従事者については、嘱託医による巡回接種
- (2) 自院接種可能な医療機関に勤務する医療従事者は、原則自院接種
- (3) 他は、市内医療機関の個別接種及び総合福祉センターでの集団接種を併用
  - ・個別接種… 各医療機関で、診療日ごと定員を設定し受入れる。  
 ※インフルエンザワクチンとの同時接種が可能であるが、間違い接種防止のため、基本的には実施日もしくは時間帯等を分けて接種する。  
 ※同時接種する場合は、間違いが生じないように十分注意する。
  - ・集団接種… 12歳以上 →土曜日午前を基本に、総合福祉センターで実施する。  
 5～11歳（小児） →水曜日午後を基本に、市民病院で実施する。  
 6か月～4歳（乳幼児） →水曜日午後を基本に、市民病院で実施する。

ワクチン接種の進捗状況 (R5. 8. 28現在)

接種区分 対象者人口		初回接種					3回目追加 (乳幼児ここまで初回)		追加 (R4秋開始接種+R5年春開始接種)					
		1回目		2回目		未完了者 A-B'	人数		4回目		5回目		6回目	
年齢	A	人数 B	率 (%) B/A	人数 B'	率 (%) B' / A		人数 C	率 (%) C/A	人数 D	率 (%) D/A	人数 E	率 (%) E/A	人数 F	率 (%) F/A
0～5ヵ月	80									接種対象外				
6ヵ月～4	903	63	7.0%	60	6.6%	843	58	6.4%						
5～11	1,700	486	28.6%	470	27.6%	1,230	262	15.4%	0	0.0%				
12～19	2,148	1,652	76.9%	1,649	76.8%	499	1,192	55.5%	524	24.4%	4	0.2%	0	0.0%
20～29	2,432	1,805	74.2%	1,800	74.0%	632	1,368	56.3%	550	22.6%	81	3.3%	33	1.4%
30～39	2,957	2,266	76.6%	2,257	76.3%	700	1,753	59.3%	817	27.6%	161	5.4%	81	2.7%
40～49	3,868	3,265	84.4%	3,252	84.1%	616	2,685	69.4%	1,540	39.8%	301	7.8%	167	4.3%
50～59	3,885	3,452	88.9%	3,446	88.7%	439	3,107	80.0%	2,163	55.7%	384	9.9%	236	6.1%
60～64	1,894	1,732	91.4%	1,731	91.4%	163	1,610	85.0%	1,331	70.3%	828	43.7%	393	20.7%
65～	9,494	9,004	94.8%	8,985	94.6%	509	8,768	92.4%	8,155	85.9%	7,051	74.3%	5,059	53.3%
<b>計</b>	<b>29,361</b>	<b>23,725</b>	<b>80.8%</b>	<b>23,650</b>	<b>80.5%</b>	<b>5,631</b>	<b>20,803</b>	<b>70.9%</b>	<b>15,080</b>	<b>51.4%</b>	<b>8,810</b>	<b>30.0%</b>	<b>5,969</b>	<b>20.3%</b>
12～	26,678	23,176	86.9%	23,120	86.7%	3,558	20,483	76.8%	15,080	56.5%	8,810	33.0%	5,969	22.4%
60～	11,388	10,736	94.3%	10,716	94.1%	672	10,378	91.1%	9,486	83.3%	7,879	69.2%	5,452	47.9%

5月8日以降の接種済人数	33	—	52	—	394	—	5,931	—
						計(G)	6,410	21.8%
								G/A(%)

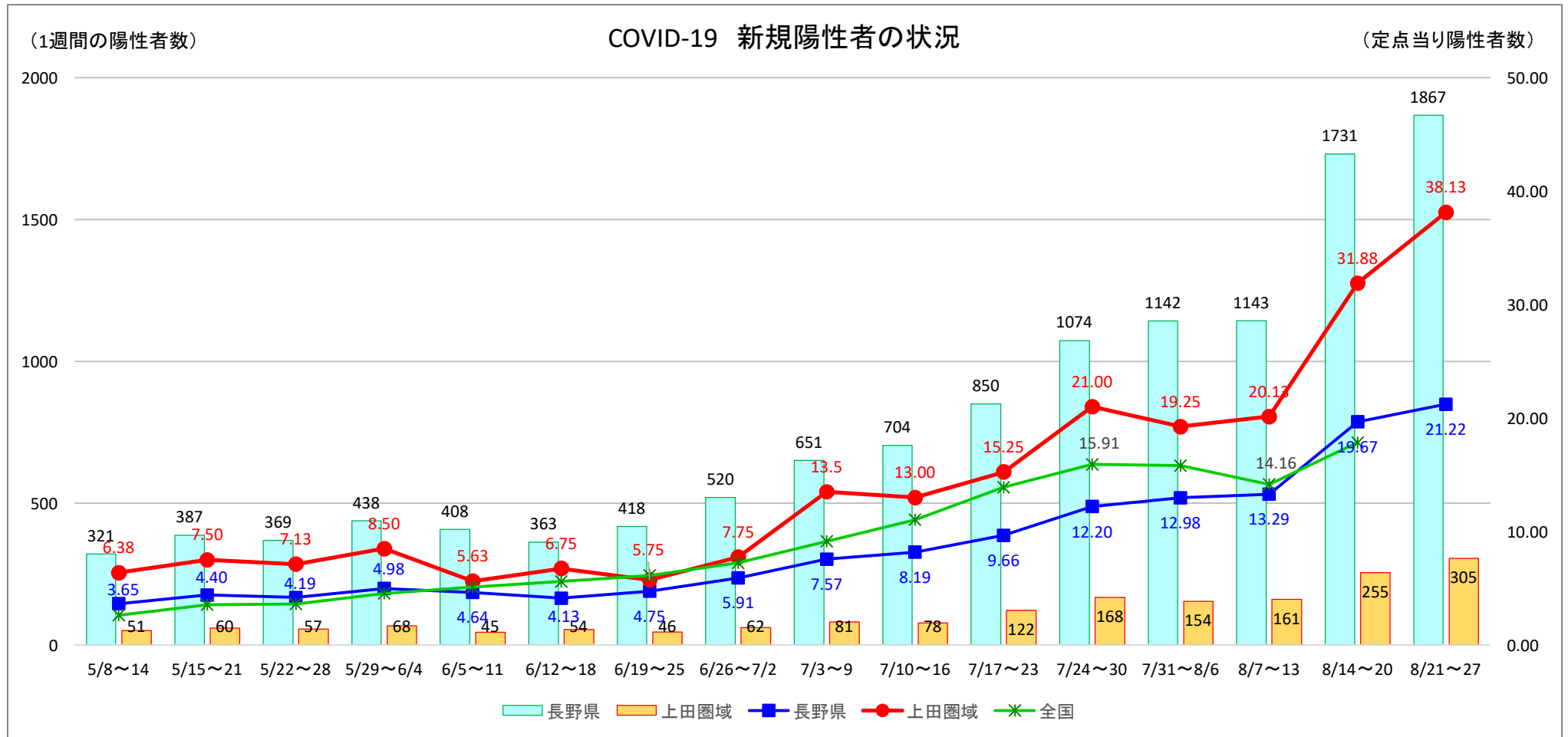
【参考】8月22日公表政府集計

(8月21日までのVRS登録数)

		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	5/8以降3回目以上
全国	全体	80.8%	79.9%	68.8%	46.8%	26.2%	16.0%	18.2%
	65歳以上	92.8%	92.6%	91.5%				54.4%
	小児	24.1%	23.4%	9.8%	2.4%	0.01%	—	—
	乳幼児	4.0%	3.7%	2.9%	—	—	—	—
県	全体	82.5%	81.6%	73.7%	54.0%	31.5%	20.1%	22.3%
	65歳以上	94.8%	94.6%	92.2%				58.7%
	小児	30.1%	29.4%	13.4%	3.2%	0.01%	—	—
	乳幼児	—	—	—	—	—	—	—

		第19週	第20週	第21週	第22週	第23週	第24週	第25週	第26週	第27週	第28週	第29週	第30週	第31週	第32週	第33週	第34週	第35週		
		5/8~14	5/15~21	5/22~28	5/29~6/4	6/5~11	6/12~18	6/19~25	6/26~7/2	7/3~9	7/10~16	7/17~23	7/24~30	7/31~8/6	8/7~13	8/14~20	8/21~27	8/28~9/3		
1週間の 陽性者数	長野県	321	387	369	438	408	363	418	520	651	704	850	1074	1142	1143	1731	1867			
	上田圏域	51	60	57	68	45	54	46	62	81	78	122	168	154	161	255	305			
	全国																			
定点当り 陽性者数	長野県	3.65	4.40	4.19	4.98	4.64	4.13	4.75	5.91	7.57	8.19	9.66	12.20	12.98	13.29	19.67	21.22			
	上田圏域	6.38	7.50	7.13	8.50	5.63	6.75	5.75	7.75	13.5	13.00	15.25	21.00	19.25	20.13	31.88	38.13			
	全国	2.63	3.55	3.63	4.55	5.11	5.60	6.13	7.24	9.14	11.04	13.91	15.91	15.81	14.16	17.84				

		27週~			29週~		32週~		33週~	
定点	長野県	88			86		88		86	
医療機関	上田圏域	8			6		8		8	



# 新型コロナウイルス「ワクチン接種」のお知らせ 第33号

※作成日現在の予定であり変更する場合があります。ご了承ください。

令和5年9月1日

## 令和5年秋開始接種を次のとおり実施します

ワクチン接種を受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいたうえで、ご本人の意思に基づいて接種を判断いただくようお願いいたします。

区分	接種対象	実施時期	接種回数
1 秋開始接種	初回接種(1・2回目接種)を終了したすべての方	9月20日～ 6年3月31日	1回

### ◆令和5年秋開始接種

対象者	接種の条件	ワクチン	接種会場・実施日時
初回接種(1・2回目接種)を終了したすべての方	初回(1・2回目)の接種を終了していること 最終接種から少なくとも3か月以上あけること	オミクロン株XBB.1.5 対応1価ワクチン (ファイザー又はモデルナ) ※ノババックスの接種希望は要相談	・市内医療機関 9月20日～ 各医療機関による
			・総合福祉センター 9月30日～ 指定する土曜日の午前9時～

#### 接種券(予診票)について

6回目(オミクロン株対応ワクチン)を接種済みの方	8月30日頃から、今回用の接種券(予診票)を順次郵送します。お手元に届いたら、ご予約のうえ接種を受けてください。 ※旧接種券が残っている場合は、旧券は破棄してください。
追加接種(3～5回目)を接種されていない方	今回用の接種券(予診票)を順次郵送します。以前に送付した接種券(予診票)がお手元にある場合、そちらは使用しないで破棄し、今回送付した新しい接種券(予診票)を使用してください。
※対象者であるが接種券が届かない場合	東御市へ転入された方で、転入前に前回の接種をされた方は、接種券発行申請が必要です。「予防接種済証」「接種記録証」等接種の記録が確認できる書類を準備し、健康保健課までお申出ください。個別に接種券(予診票)を発行します。



### ◆東御市の接種会場及び接種区分(○=実施)

医療機関・施設等名	使用ワクチン	12歳以上		小児及び乳幼児の接種
		初回接種(1・2回目)	追加接種(3～7回目)	
酒井医院 ささき医院 ほしやま内科 春原整形外科クリニック せき内科クリニック 東御記念セントラルクリニック 長谷川耳鼻咽喉科医院 柵津診療所 みまき温泉診療所	オミクロン株XBB.1.5 対応1価ワクチン (ファイザー又はモデルナ)	—	○	—
東御市民病院	ファイザーまたはノババックス	○	○	—
	ファイザー(5～11歳用)	—	—	○
	ファイザー(6ヶ月～4歳用)	—	—	○
総合福祉センター3F	オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン (ファイザー又はモデルナ)	—	○	—

## 初回・子どものワクチン接種

### ◆12歳以上の方の初回接種（1・2回目）

区分	対象者	ワクチン	接種会場・日時
初回接種 (1・2回目)	これまでワクチン接種していない方 2回目の接種まで完了していない方	ファイザーまたはノババックス (12歳～用)	市民病院 木曜日 15:00

### ◆子どものワクチン接種

当面、次のとおり接種を行います。

会場：東御市民病院 健康管理科（健診・ドック）

日時：水曜日 乳幼児18:00～ 小児18:30～

接種券：対象年齢に達した月に接種券（予診票）を送付します。



#### ◇乳幼児（生後6か月～4歳）

区分	対象者	ワクチン	当面の予定日
初回接種 (1～3回目)	これまでワクチン接種していない方 3回目の接種まで完了していない方	オミクロン株 XBB.1.5対応 1価ワクチン (6か月～4歳用)	10/4
追加接種 (4回目)	3回目接種終了後3か月を経過した方		10/4.25

#### ◇小児（5歳～11歳）

区分	対象者	ワクチン	当面の予定日
初回接種 (1・2回目)	これまでワクチン接種していない方 2回目の接種まで完了していない方	オミクロン株 XBB.1.5対応 1価ワクチン (5歳～11歳用)	10/4.25 11/15
追加接種 (3回目)	初回接種終了後3か月以上経過した方		10/4.18.25 11/8.15.29
追加接種 (4回目)	3回目接種終了後3か月を経過した方 5歳に達した方で乳幼児の初回接種を終了している方		10/4.18.25 11/8.15.29

### ◆新型コロナウイルスのワクチン接種と他の予防接種について

#### ◇インフルエンザワクチン ⇒接種間隔の制限なし。同時接種可能

新型コロナとインフルエンザのワクチンの同時接種は、単独で接種した場合と比べて有効性及び安全性は劣らないと報告されています。

市内接種会場の 同時接種への対応	個別接種⇒それぞれの医療機関にご確認ください。 集団接種⇒同時接種は行いません。
---------------------	---

#### ◇インフルエンザ以外のワクチン ⇒2週間以上の接種間隔が必要。同時接種不可

同時接種については、現時点で安全性に関する十分な知見が得られていないため実施できません。原則13日以上の間隔を空ける必要があります。

### ◆接種の予約はこちらから

接種券が届きましたら予約することができます。

ワクチン接種予約コールセンター	電話:0570-000-518 受付:月～金の9:00～17:00(祝日除く)
ワクチン接種予約Webサイト <a href="https://g202193.vc.liny.jp/top">https://g202193.vc.liny.jp/top</a>	東御市ホームページトップから 東御市LINE公式アカウントトップから



Webサイトから予約するときは…

12歳以上で秋開始接種をご希望の方は、

- ①ワクチン接種予約トップ画面の「利用規約に同意する」にチェックをして、
- ②「令和5年秋開始接種の予約をはじめ」から進んでください。

## 支援対象児童等見守り支援員制度の創設について

健康福祉部 子ども家庭支援課

近年、都市化や核家族化に加え、地域のつながりの希薄化等により、子育て中の親の相談相手の不在や子育て家庭における父親の育児参加不足などから、子育て中の親（特に母親）の育児への不安感や負担感の増大に伴う“育児の孤立化”が大きな課題となっています。

このため、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り支えていくことを柱に、公的サービスとそれ以外の地域資源を結び付け、行政と民間団体、地域住民が相互に連携、協働して、子どもと子育て家庭を支えていく「見守り支援員」制度を創設します。

### 1、見守り支援員制度の概要

子ども家庭庁における「支援対象児童等見守り強化事業」（補助率：2/3）を活用し、地域の子育て支援サポーター養成講座修了者や子育て経験者などを地域の子どもと家庭を見守る新たな担い手＝「見守り支援員」として登録する人材バンクを創設し、支援ニーズの高い子どもや子育て家庭の見守り支援など、様々な場面で活動していただきます。

#### （1）事業の実施方法

本事業は東御市社会福祉協議会へ委託して実施します。

※ 国実施要綱を満たし、かつ、子育てを地域全体で支え合い・助け合うという地域の相互援助機能の確立を目指すうえには、地域支え合い活動の推進母体である社会福祉協議会との連携・協働が必要不可欠と判断しています。

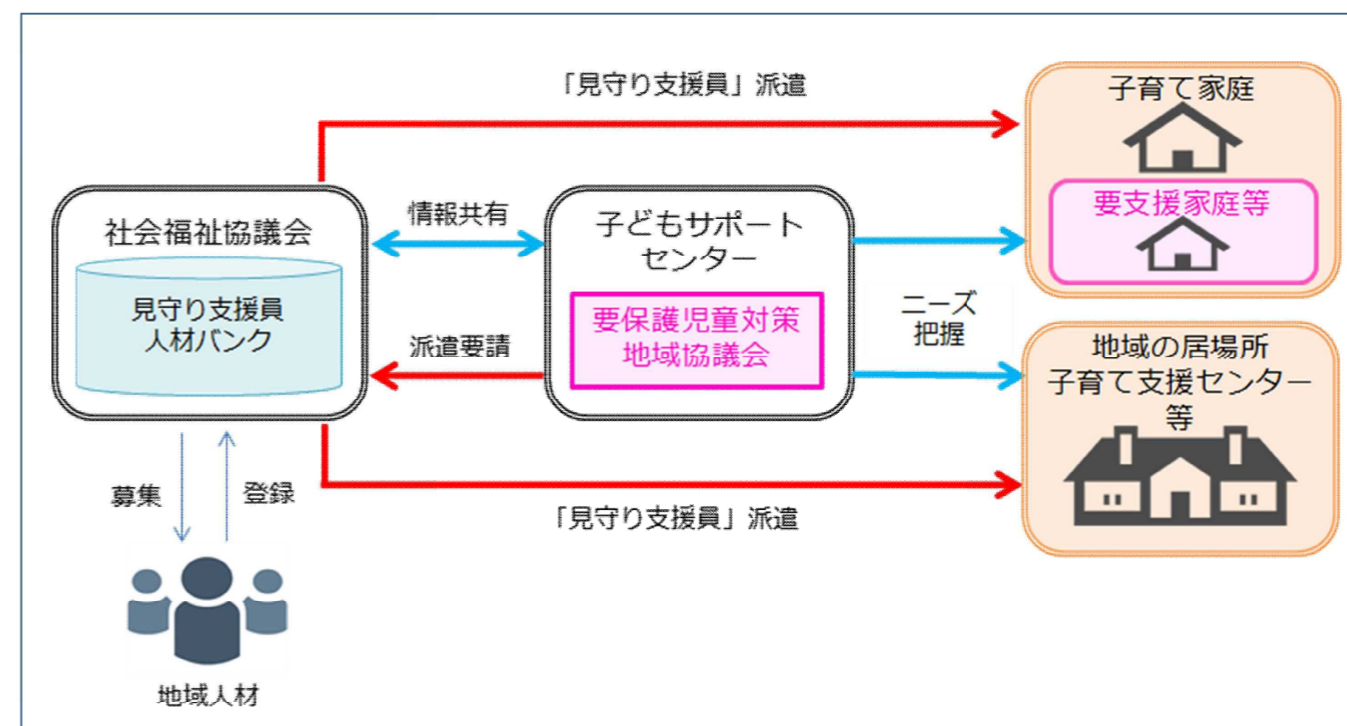
#### （2）事業の内容

地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠・子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦を対象に、「見守り支援員」に登録された子育て支援サポーター養成講座の修了者や子育て支援に理解と熱意を有する子育て経験者などの地域の人材が、家庭や地域の居場所等へ定期的に訪問するなどし、子どもと家庭の状況把握や困りごとの相談に応じて公的支援への橋渡しを行うことにより、早期に適切な支援につなげます。

#### （3）事業費

事業名	事業費	委託の内容
支援対象児童等見守り強化事業	3,090 千円 ＜内訳＞ 国：2,060 千円 市：1,030 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り支援員人件費：750 千円</li> <li>…（訪問型：@2,000+居場所型：@1,500）×回数</li> <li>人材バンク管理責任者人件費：1,920 千円</li> <li>…見守り支援員の募集・選定・派遣調整等管理</li> <li>見守り支援員事務経費：420 千円</li> <li>…訪問に係る食品等の調達費、需用費、役務費等</li> </ul>

### 2、見守り支援員の派遣フロー



支援の必要性と  
市の役割

<支援の必要性>

- 犯罪被害はいつどこで起こるかわからず、誰もが巻き込まれる可能性があり、被害者は理不尽に生命、身体、財産を害される。
- 被害の早期回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護に向け、行政による支援が必要。

<市の役割>

- 支援の方向性の決定……条例・要綱等の制定
- 市民に一番身近な自治体としての取り組みの実施……犯罪被害者等に対する支援情報の提供、日常生活支援等の提供、経済的負担の軽減(支援金の支給)

基本理念  
(第3条)

1. 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重
2. 犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援
3. 必要な支援の迅速・公正で途切れることのない提供
4. 二次被害・再被害発生防止の十分な配慮
5. 市及び関係機関等による相互の連携及び協力

施策体系

施策の柱

主な具体的施策

施策の柱	施策の柱	主な具体的施策
<p>施策の柱1</p> <p>総合的な支援体制の整備</p>	<p>(1) 支援体制の整備 …… (第7条)</p> <p>(2) 民間支援団体に対する支援 …… (第16条)</p> <p>(3) 相談及び情報の提供等 …… (第10条)</p>	<p>○「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置</p> <p>○関係機関等との連携</p> <p>○民間支援団体(長野県犯罪被害者支援センター)に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援</p> <p>○被害者の困りごとに応じた必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援</p>
<p>施策の柱2</p> <p>早期回復・生活再建に向けた支援</p>	<p>(1) 日常生活再建の支援 …… (第11条)</p> <p>(2) 居住の安定 …… (第12条)</p> <p>(3) 雇用の安定 …… (第13条)</p> <p>(4) 経済的負担の軽減 …… (第14条)</p>	<p>○犯罪被害者等が日常生活を安心して営むことができるよう、それぞれの状況に応じた日常生活の再建を支えるための助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家事、育児及び介護支援(調理・洗濯等、保育園等の送迎等、介護援助に要した経費の助成) (上限: 5千円/時間×72時間)</li> <li>・配食支援(配食サービスの利用に要した経費の助成)(上限: 1千円/日×30日)</li> <li>・一時保育支援(一時的な預かり保育の利用に要した経費の助成)(上限: 2,800円/回×10回)</li> <li>・転居支援(転居に要する経費の助成)(上限: 20万円/回×2回)</li> <li>・カウンセリング等支援(カウンセリングや診療に要した経費の助成)(上限: 5千円/回×10回)</li> <li>・報道対応支援(報道機関対応を弁護士に依頼する際の経費の助成)(上限: 23万円)</li> <li>・弁護士相談支援(法律問題について弁護士相談する際の経費の助成)(上限: 5千円/回×3回)</li> </ul> <p>○居住が困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮等必要な支援</p> <p>○犯罪被害者等の雇用の安定と二次被害防止のため、事業者への啓発その他の必要な支援</p> <p>○犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための、市独自の支援金の支給(死亡: 30万円、重症病: 10万円)</p>
<p>施策の柱3</p> <p>市民及び事業者の理解の増進</p>	<p>(1) 市民及び事業者の理解の増進 …… (第15条)</p>	<p>○二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、広報、啓発、教育等必要な施策の実施</p>



## 脱炭素先行地域づくり事業について

## 1. 脱炭素先行地域づくり事業について

## 東御市：国立公園 湯の丸高原と市街地を繋ぐ 脱炭素×防災×観光モデル

脱炭素先行地域の対象：湯の丸高原マイクログリッド・池の平駐車場、脱炭素先行モデル区（田中区・常田区）

主なエネルギー需要家：住宅1500戸、民間施設116施設、公共施設29施設

共同提案者：エコパワーとうみ、アドバンテック、アルファタダ、サンジニア、TKシステム、東御電気、八十二銀行、上田信用金庫、長岡技術科学大学

## 取組の全体像

市も出資して設立する「株式会社エコパワーとうみ」による様々な手法の太陽光発電のオンサイト・オフサイトPPAにより、市内随一の観光地である上信越高原国立公園内の「湯の丸高原・池の平湿原」と、観光客の玄関口である「田中区・常田区」の全住宅・民間施設・公共施設を脱炭素化。湯の丸高原ではシステムを利用した災害時マイクログリッド・配電事業を段階的に構築。EVカーシェア拠点を駅前等に整備するとともに、地域経済循環行動等をナッジする地域ポイントを発行して両地域を繋ぐ。EVバスを運行することで上信越高原国立公園内の一区間でマイカー乗り入れを抑制し、国立公園内の排気ガスによる環境負荷低減。

## 1. 民生部門電力の脱炭素化に関する主な取組

- ① 集合住宅の一括受電化、スキー場のリフトの柱や建物壁面での太陽光発電、ソーラーカーポート等の手法を用いて住宅、民間施設、公共施設にオンサイト太陽光発電(7,298kW)と蓄電池(6,495kWh)を導入。また、遊休地、駐車場、ため池等にオフサイト太陽光発電(4,098kW)と蓄電池(1,600kWh)を導入。
- ② 湯の丸高原の民間施設21施設、公共施設7施設を含む範囲に、第1段階は災害時マイクログリッド、第2段階は配電事業と段階的にシステム利用マイクログリッドを構築。第1段階からEMSによる群管理の実績を作ること、第2段階に繋げる。
- ③ 池の平湿原の公共施設2施設をZEB改修。小型風力発電機48kWと蓄電池を併設。



## 2. 民生部門電力以外の脱炭素化に関する主な取組

- ① 公用車30台をEV化し、駅前や観光地にEVカーシェア拠点を整備。また、上信越高原国立公園内の湯の丸高原-池の平湿原間でEVバスを運行し、マイカー抑制を行い、脱炭素交通のモデルを実現。
- ② 湯の丸高原の屋内プールにワイン用ブドウの剪定枝等を用いたバイオマスボイラーを導入する。

## 3. 取組により期待される主な効果

- ① 太陽光以外の再生エネルギーに乏しい中で様々な手法の太陽光発電が導入されることで、市内で加速度的に脱炭素化が推進されるきっかけとなるとともに、RE100の高原リゾートや脱炭素交通などモデル性の高い取り組みが国内外に広がる。
- ② 湯の丸高原マイクログリッドとEVカーシェア拠点の災害時運用により、広範囲で柔軟な防災ネットワークを構築する。
- ③ EVカーシェアと地域ポイントにより、湯の丸高原からの波及効果が地域全体に広がることが促進される。

## 4. 主な取組のスケジュール

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
住宅への太陽光発電・蓄電池導入						
民間施設・公共施設への太陽光発電・蓄電池導入						
オフサイト太陽光発電所の建設						
公共施設のZEB改修						
湯の丸高原マイクログリッドの構築						
公用車・公用バスのEV化 EV充電器整備						

## 2. 重点対策加速化事業の進捗状況について（公共施設のLED交換）

事業名		予算額			契約（見込）額		
		予算額（円）	交付対象事業費（円）	交付限度額（円）	契約額（円）	交付対象事業費（円）	交付限度額（円）
当初申請分	中央公民館	23,100,000	22,726,000	11,363,000	<u>22,770,000</u>	22,510,000	11,255,000
	ゆうふるtanaka	47,190,000	45,906,300	22,953,000	<u>40,164,000</u>	40,164,000	20,082,000
	御牧乃湯	13,530,000	13,113,100	6,556,000	13,530,000	13,042,100	6,521,000
	湯楽里館	22,770,000	22,149,600	11,074,000	<u>19,381,000</u>	19,381,000	9,690,000
追加配賦分	明神館	12,650,000	12,298,000	6,149,000	12,650,000	12,298,000	6,149,000
	勤労者会館	7,909,000	7,843,000	3,921,000	7,909,000	7,843,000	3,921,000
	市役所別館	22,220,000	22,035,200	11,017,000	22,220,000	22,035,200	11,017,000
当初申請分	滋野児童館	1,650,000	1,650,000	990,000	1,650,000	1,650,000	<b>990,000</b>
合 計		<b>151,019,000</b>	<b>147,721,200</b>	<b>74,023,000</b>	<b><u>140,274,000</u></b>	<b>138,923,300</b>	<b>69,625,000</b> ①
予算額との差		-	-	-	<b>10,745,000</b>	<b>8,797,900</b>	<b>4,398,000</b>
差金追加分	東部人權啓発センター	-	-	-	<b>8,910,000</b>	<b>8,796,700</b>	<b>4,398,000</b> ②
						合計（①+②）	<b>74,023,000</b>

## 3. 脱炭素関連補助事業について

(1) 令和5年8月31日現在の申請状況及び支出（見込）額

予算額 4,680,000円

補助金名	件数	支出（見込）額	補正額
住宅用蓄電池設置補助金	24件	2,343,000円	<b>1,000,000円（10台×100,000円）</b>
住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金	1件	30,000円	
木質バイオマスストーブ設置補助金	9件	450,000円	
電気自動車購入補助金	23件	1,840,000円	<b>1,280,000円（16台×80,000円）</b>
合 計	57件	4,663,000円	<b>2,280,000円</b>
予算残額		17,000円	

(2) 新たな補助事業について（令和5年10月から開始予定）

### ①住宅用太陽光発電設備設置補助金

太陽光発電設備の設置に対し、補助金を交付します。

補助対象	補助額	補助限度額	補正額
太陽光発電設備設置に要する経費	1kwあたり14,000円	70,000円	<b>1,050,000円（15基×5kw×14,000円）</b>

### ②省エネ家電製品普及促進事業補助金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用）

以下の製品について、省エネ家電への買換えに対し補助金を交付します。

対象製品の種類	購入事業所の区分	補助率	補助限度額	補正額
LED照明 （合計5,000円以上の購入）	市内に本店を有する事業所	2分の1以内	5,000円	<b>500,000円（100件×5,000円）</b>
	上記以外の事業所	4分の1以内	2,000円	
電気冷蔵庫 （省エネ基準達成率100%以上）	市内に本店を有する事業所	5分の1以内	30,000円	<b>1,500,000円（50件×30,000円）</b>
	上記以外の事業所	10分の1以内	10,000円	

## 第3次東御市総合計画について

### ◆策定作業の経過と今後のスケジュール

期 日	会 議 等 名	内 容
5月25日	第1回東御市総合計画策定市民会議	総合計画とは 市民会議の目的や役割 市民アンケートの結果について
5月30日	第1回まちづくり審議会	諮問(継続審議) 策定方針とスケジュールについて
6月8日	6月議会全員協議会	策定方針について 東御市総合計画策定市民会議開催要項について
6月21日	第2回東御市総合計画策定市民会議	まちの良いところ、強みについて めざすまちの将来像について
7月1日	市報とうみ7月号掲載	タイトル『第3次東御市総合計画を策定しています』
7月20,21, 25,26日	第3回東御市総合計画策定市民会議 (分野別専門委員会)	基本構想(将来像・基本目標)について意見交換
7月28日	第2回まちづくり審議会	基本構想(将来像・基本目標)(案)について
8月21,22日	第4回東御市総合計画策定市民会議 (分野別専門委員会)	基本計画(政策・施策)について意見交換
9月1日	9月議会全員協議会	経過報告と今後のスケジュール
9月29日	第5回東御市総合計画策定市民会議	計画素案についてまとめ
10月	地区説明会(10/16～25)	計画の概要について
	第3回まちづくり審議会	計画素案について
11月	パブリックコメント	計画素案について
12月	12月議会全員協議会	計画素案について パブリックコメントの結果について
1月	第4回まちづくり審議会	最終審議 答申
3月	3月議会	基本構想の議案上程

◆まちづくり審議会、策定市民会議の内容は議事録としてまとめ、市HPにて公表しています。

◆総合計画策定に向けた職員ワークショップを2回(6/28、8/7)開催しました。

## 湯の丸高原スポーツ交流施設の進捗状況について

資料No.6-1

## 1. 特設プールに係る寄附の状況

企画振興部 文化・スポーツ振興課

## (1) 寄附金全体の状況

令和5年7月末現在(単位:件、千円)

区 分	寄附金合計	個人版(充当分)	企業版	一般
		令和4年度	7,820 件 173,795 千円	7,764 81,573
令和5年度	2,299 件 42,583 千円	2,275 22,386	12 15,050	12 5,147
予算達成率	/100,000=42.58%	/70,000=31.98%	/20,000=75.25%	/10,000=51.47%

## (2) 個人版ふるさと寄附金の状況

(単位:千円、%)

	令和4年度実績				令和5年7月末現在			
	寄附額	割合(%)	充当率(%)	充当額	寄附額	割合(%)	充当率(%)	充当額
市長お任せ	11,797	33.3	50.27	59,217	33,138	40.5	50	<b>16,569</b>
湯の丸整備	44,473	12.6	50.27	22,356	11,633	8.5	50	<b>5,817</b>
産業経済都市整備	33,188	9.4	50.27	16,684	9,049	9.3	50	4,525
市民生活健康福祉(子育て)	132,600	37.4	50.27	66,658	37,076	35.3	50	18,538
教育・総務	26,162	7.4	50.27	13,152	7,279	6.4	50	3,640
合 計	354,220	100.0	50.27	178,067	98,175	100.0	50	<b>49,089</b>

## 2. 合宿状況

(単位:泊)

区 分	令和3年度 2021年度(実績)		令和4年 2022年度(実績)		令和5年7月末現在 2023年度実績(予約)	
	陸上	水泳	陸上	水泳	陸上	水泳
宿泊総数	11,956		12,107		5,785 (10,037)	
高原荘別棟	526	1,807	2,042	2,373	1,700 (3,271)	329 (519)
高原荘	901	5,358	1,063	4,475	584 (1,255)	1,222 (2,359)
上記以外	2,397	967	1,927	235	1,711 (2,344)	239 (289)
小 計	3,824	8,132	5,032	7,075	3,995 (6,870)	1,790 (3,167)

日帰利用者数	884人	1,621人	932人	158人	619人	684人
--------	------	--------	------	------	------	------

## 湯の丸高原屋内運動施設にかかる起債の繰上償還について

## 1. 令和4年度末時点の起債残高について

平成29年度から平成31年度にかけて借入を行った起債は総額で842,500千円であり、令和4年度までに行った返済額201,052千円を減算しますと、令和4年末の起債残高は641,448千円となります。

借入額(元金) 842,500千円	
返済額 201,052千円	起債残高(元金) 641,448千円

## 2. 繰上償還額について

令和4年度末の起債残高641,448千円に対し、令和5年度における定期償還額は91,426千円のため、繰上償還額は550,022千円(起債残高-R5定期償還額)となります。

R4年末起債残高(元金) 641,448千円	
【当初予算】 令和5年度償還額 91,426千円	【補正予算】 繰上償還額 550,022千円

## 3. 繰上償還における財源について

繰上償還に必要な550,022千円の財源については、湯の丸高原施設基金から311,613千円を繰入れ、交付税措置額※1と同額の238,409千円は減債基金を活用します。

繰上償還額 550,022千円	
湯の丸高原施設基金 311,613千円	交付税措置額(減債基金) 238,409千円

※1 後年における交付税措置額 (R6～R21の16年間)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	(円)
交付税措置額	13,460,310	15,523,526	15,506,612	15,488,060	15,463,276	15,446,362	15,429,448	15,398,664	15,380,112	
	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	合計		
	15,363,198	15,338,414	15,321,500	15,304,586	15,287,672	13,838,418	10,859,000	238,409,158		

## 4. メリット、デメリットについて

減債基金を活用し繰上償還をすることで、今後予定される利子が最大4,914,540円削減できます。ただし、償還にあたっては日割りで利子を精算するため、償還日により金額は変動します。

《参考》

利子の削減額と運用益(減債基金を運用した場合の利子)の比較

①削減額 4,914,540円(償還日により変動します)

②運用利子 約45,300円(ただしR4年度決算の運用利率(0.0019%)による試算)

②の算出 238,409,000円×年率0.0019%≒4,530円/年

4,530円/年×10年=45,300円(返済期間(令和14年度まで)の10年間で計算)

削減額約4,914,540円>運用益45,300円となり、繰上償還による効果額が大きくなります。

デメリット:一時的に減債基金の残高が減少する

→対応:後年における交付税措置額に加え、新規起債の発行も含め計画的運用により対応します。

## 5. 令和4年度末湯の丸高原施設基金残高

- (1) 368,177千円 (最終決算) (364,476千円 (3月専決) +3,701千円 (R5 9月補正))
- (2) 基金取崩し後の令和5年度残高 (見込)  
65,128千円 (368,177千円 (R4末残高) - 311,613千円 (取崩し) +8,564千円 (R5当初予算))

## 6. 今後の予定について

### (1) 繰上償還の時期について

繰上償還に伴う借入利子の精算が予定されるため、補正予算成立後、なるべく早い時期に繰上償還を実施する予定です。(10月上旬～中旬)

### (2) 湯の丸高原施設基金の活用について

繰上償還後の基金残高は約 **65,128千円**となる見込みで、令和6年度に予定している屋内プールの塗装や屋根などの改修工事の財源とします。

なお、その後も収支状況に応じて基金を積み立てながら改修や運営などの財源として活用を予定しています。

### (3) 繰上償還後の屋内プール運営について

繰上償還後は、公債費の償還を要さないため、運営に要する費用を計画的に予算化するとともに、施設などの維持に係わる費用の財源は、引き続きネーミングライツ料、行政財産使用料、寄附金、基金繰入金などの収入を用いることで、これまでと同様な取り扱いとします。



行こう。それぞれの頂へ。  
 信州やまなみ国スポ・全障スポ  
第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

しあわせ信州 長野県(健康福祉部、教育委員会) プレスリリース 令和5年(2023年)7月20日

## 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の 開催地として長野県が「内定」されました！

本日(7月20日)、公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、令和10年の第82回国民スポーツ大会(冬季大会・本大会)の開催地として長野県が内定されましたので、お知らせします。

また、第82回国民スポーツ大会の内定により、同年の第27回全国障害者スポーツ大会の開催地としても内定となりました。

引き続き、県準備委員会を中心に、大会開催に向けた準備を着実に進めてまいります。

### 大会開催までの主なスケジュール(開催手続きに関わるもの)

年	月	内容
平成29年	7月	開催地として内々定
令和5年	7月	<b>開催地として内定</b>

(以下、予定)

年	内容
令和7年	開催地として決定
令和10年	第82回国民スポーツ大会(冬季大会・本大会)及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催

(問合せ先)

担当 長野県健康福祉部障がい者支援課  
障がい者スポーツ支援係  
田嶋

電話 026-235-7108 F A X 026-234-2369  
E-mail parawave@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)

担当 長野県教育委員会事務局スポーツ課  
国民スポーツ大会準備室 総務企画担当  
草間、井出

電話 026-235-7442 F A X 026-235-7451  
E-mail kokusupo@pref.nagano.lg.jp

### 個人と社会の ウェルビーイングの実現

～一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」を  
とことん追求できる「探究県」長野の学び～

第4次長野県教育振興基本計画 推進中！  
—長野県教育委員会—



学び応援キャラクター「信州なび動」 ©長野県教育委員会信州なび動

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku02/gyose/zenpan/keikaku/keikaku-4.html>

## 第2期東御市スポーツ推進計画について

### 1 背景・目的

平成31年(2019年)に策定した東御市スポーツ推進計画は、東御市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を定めたもので、『スポーツにあふれた、活力と魅力あるまちづくり』を基本理念とし、これに基づき各種施策を実施しています。現推進計画の計画期間が令和5年度末で終了することから、本市の運動・スポーツの現状を改めて整理・分析し、新たに第2期東御市スポーツ推進計画を策定します。

なお、現推進計画は、国の示すスポーツ基本計画に沿った形として多様な施策を策定しておりましたが、第2期推進計画では市の現状をふまえ、より東御市らしい施策に絞ることで、市の基本理念や目指す姿へ向けた取り組みを重点的に実施したいと考えております。

### 2 計画の位置付け

本推進計画は、「東御市総合計画」を上位計画とする個別計画であり、スポーツ基本法第10条に規定する「地方スポーツ推進計画」に位置づけられるものです。

なお、スポーツ庁は『「地方スポーツ推進計画」の策定等に係る事務負担の軽減について（令和5年1月18日付け4ス庁第1721号）』において、スポーツ推進計画を単独の計画ではなく総合計画等において位置付けることも可能であるとの見解が示されました。しかしながら、第1期スポーツ推進計画を5年間実施してきた中で、より効果的な施策を実施していくためにも、総合計画とは別に策定することが必要であると考え、第2期推進計画の策定を行います。

### 3 本計画におけるスポーツの範囲

本計画におけるスポーツとは、勝敗や記録を競う「競技スポーツ」だけでなく、健康のためや趣味として行うスポーツ、軽い運動や体操、あるいは自然に親しむ野外活動やレクリエーションなども含めており、「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つものとして捉えております。

### 4 基本理念

～スポーツにあふれた、活力と魅力あるまちづくり～

### 5 10年後の目指す姿

『日常にスポーツがあり、人間関係と地域経済が豊かな、健康で笑顔輝くまち・とうみ』

年齢や障がいの有無によらず、すべての市民が生涯にわたりスポーツに親しむことで、笑顔で元気に過ごすことができることを目指します。また、スポーツを通じた地域の活性化、健康増進、経済発展などの社会活性化等に寄与することを目指します。

### 6 第2期推進計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間



## 7 体系

基本理念	目指す姿	視点	基本目標	基本施策	個別施策
スポーツにあふれた、活力と魅力あるまちづくり	日常にスポーツがあり、人間関係と地域経済が豊かな、健康で笑顔輝くまち・とうみ	スポーツの裾野を広げる	1 生涯にわたってスポーツに親しむ子どもたちの育成	1 運動遊びによる就学までのスポーツの土台づくり 2 小学生期のスポーツへの円滑な接続 3 中学生期のスポーツニーズへの対応	1-① 運動遊び・自然体験活動等による保育・幼児教育の充実 2-① 学校体育及び教科外・放課後活動充実のための専門的支援 3-① 望ましい運動部活動のための支援体制づくり 3-② 中学でのスポーツ離れを防ぐための「ゆる部活・ゆるスポーツ」等の定着
			2 誰もがスポーツを享受できる地域環境の充実	1 青壮年期のスポーツ活動の促進 2 スポーツ施設(ハード)の活用 3 地域スポーツ活動組織・人材等(ソフト)の充実 4 スポーツを通じたユニバーサルな地域社会づくり	1-① 働き盛り世代へのスポーツ活動の普及・促進 1-② 積極的な情報発信 2-① いつでも、どこでも、だれでも楽しめる場の提供 3-① スポーツ推進委員活動の強化 3-② スポーツ協会活動充実への支援 3-③ 総合型地域スポーツクラブの運営 4-① 身近で実施できるユニバーサルスポーツ、レクリエーション活動等の充実 4-② 障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツを活用した交流事業
		外から誘う	3 スポーツによる地域経済の活性化	1 スポーツツーリズムの推進 2 スポーツを活かした地域の活性化	1-① 地域スポーツコミッションの支援 1-② 湯の丸高原スポーツ交流施設等でのイベント開催や合宿受入 2-① 産官学等の連携による湯の丸高原での高地トレーニング及びツーリズムの知見蓄積 2-② 専門機関等とのサポート連携協定の推進
		スポーツの高みを指す	4 競技スポーツ人口の拡大と競技力向上	1 スポーツ愛好から競技志向への円滑な接続 2 高みを指す人々への支援	1-① トップレベルの競技スポーツの魅力に触れる機会の提供 2-① 競技レベルに応じた練習環境に移行するための支援

## 8 スケジュール (予定)

月	事項
9月	全員協議会
10月	スポーツ推進審議会 庁内検討会議
11月	スポーツ推進審議会 (諮問)
12月	全員協議会
1月	パブリックコメント
2月	庁内検討会議
3月	スポーツ推進審議会 (答申)